

令和 8 年 9 月
長 崎 県 警 察

確認事務の委託に関する事務取扱規則の一部改正について

1 規則の題名

確認事務の委託に関する事務取扱規則

2 意見公募手続を実施しなかった旨及び理由

今回の規則の改正は、行政手続法第 39 条第 4 項第 5 号「他の行政機関（警察庁）が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき」に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。